

## 三豊市ホームページ広告掲載要領

平成 19 年 3 月 5 日

告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、三豊市広告事業実施要綱（平成 19 年三豊市告示第 51 号。以下「実施要綱」という。）及び三豊市広告事業実施基準（平成 19 年三豊市告示第 52 号。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、市がインターネットに公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集等)

第 2 条 広告の募集、受付及び掲載に係る事務は、入札等により三豊市と契約を締結した広告代理業を営む者（以下「広告取扱業者」という。）に行わせるものとする。

(広告の規格等)

第 3 条 広告の種類はバナー広告とし、広告の掲載箇所、枠数、規格及び掲載期間は次のとおりとする。

掲載箇所	トップページ（枠の位置は市が指定する）
枠数	4 枠程度
規格	縦 4 5 × 横 1 8 0 （ピクセル） 容量 8 キロバイト以内、J P E G , G I F 形式（アニメ可） ※閲覧者に負担のかからない動きとすること
掲載期間	1 月単位（原則 1 日から末日まで、最長 1 2 月）

(広告掲載の申込み等)

第 4 条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、三豊市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）に次の各号に定める資料を添付して、広告取扱業者に申し込むものとする。

- (1) バナー広告案
- (2) バナー広告からのリンク先として申込者が指定するホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容がわかる資料
- (3) その他市長が特に必要とする資料

2 前項の申込みを受けた広告取扱業者は、申込内容が実施要綱、実施基準及

びこの要領に反していないことを確認のうえ、その旨を記載した確認書を申込書等に添えて、市長へ提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、速やかに三豊市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、その旨を広告取扱業者を経由して通知するものとする。

3 前2項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが掲載募集枠数を超過する場合は、実施要綱第9条第2項により決定する。

4 広告取扱業者は、掲載期間中において、広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)及び広告主ホームページの内容が、実施要綱、実施基準及びこの要領に適合しているか随時確認するものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告主は、広告取扱業者が定める手続により、広告掲載料を広告取扱業者に支払うものとする。

2 広告取扱業者は、市が発行する納付書により、指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告内容の変更)

第7条 広告掲載後の軽微な変更は、実施要綱第4条に規定する基本原則を遵守することとし、大幅な変更を行った場合は、市の承認を受けることとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第8条 市長は、広告の内容等が実施要綱、実施基準及びこの要領に反し修正を必要とすると判断したときは、広告主に対して広告内容等の修正等を指示することができる。

2 広告主は、前項の指示を受けたときは、これに応じなければならない。

(広告掲載の取消し及び取下げ)

第9条 広告取扱業者が、指定期日までに広告掲載料を納入しない場合若しくは原稿を提出しない場合、又は広告主が広告内容等の修正等の指示に応じない場合、その他市長が適切でない判断した場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

2 広告主は、書面で申し出ることにより、広告を取り下げることができるものとする。

3 前2項の場合において、既に納入された広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の事務手続)

第10条 前3条に規定に関する手続等は、広告取扱業者を通じて行うものとする。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間内に、市の事情により市ホームページを一時閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じ掲載期間を延長する。

(掲載原稿の提出等)

第12条 広告取扱業者は、掲載の決定を受けた広告のホームページ電子原稿を、決定通知書記載の期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の原稿作成に伴う費用は、広告主又は広告取扱業者の負担とする。

3 掲載広告の校正は、広告取扱業者が行なうものとする。

(広告取扱業者及び広告主の責務)

第13条 広告取扱業者及び広告主は、掲載広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者及び広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第30号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

三豊市ホームページ広告掲載申込書

三豊市長 様

申込者 住所（所在地）

名称

印

代表者氏名

三豊市ホームページ広告掲載要領第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体	三豊市ホームページ
掲載期間	年 月～ 年 月
広告の内容	
リンク先URL	
担当者氏名	
連絡先	TEL FAX E-mail

※ 同意事項

申込みにあたり、三豊市広告事業実施要綱及び三豊市広告掲載基準を遵守するとともに、三豊市が申込者の市税及び水道料金の納付状況の調査を行うことに同意します。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

三豊市ホームページ広告掲載決定通知書

様

三豊市長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、三豊市ホームページ広告掲載要領第5条の規定に基づき通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <hr/> <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
広告媒体	三豊市ホームページ
掲載期間	年 月～ 年 月
原稿提出期限	年 月 日
その他	

- ・ 掲載位置は市が指定する。
- ・ 指定期日までに原稿を提出しない場合は、広告を掲載できません。